

みんなのはままつ創造プロジェクト実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「みんなのはままつ創造プロジェクト」の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 みんなのはままつ創造プロジェクトは、浜松市総合計画に掲げた都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向け、市民、地域、民間企業等が発意し、主体となって実施する取組で次条に規定する対象事業について支援を行う事業をいう。

2 みんなのはままつ創造プロジェクトの事業の対象期間は、7月1日から翌年の3月31日までとする。

(対象事業)

第3条 みんなのはままつ創造プロジェクトの支援の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、第3項に規定する対象団体が前条第2項の対象期間内に開始し、及び終了するもので、市民、地域、民間企業等が発意し、主体となって実施する取組のうち、次の各号のいずれかに該当する事業で、市長が決定した事業をいう。

(1) 都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に資する事業
(2) 前号に定めるもののほか、市長が創造都市の推進にふさわしい事業として特に支援の必要があると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

(1) 政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業又は営利を主な目的とする事業
(2) 公序良俗に反する事業又は反するおそれがあると認められる事業
(3) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
(4) 浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
(5) 国、県、その他の公共団体又は浜松市の外郭団体及びこれに準じる国若しくは県の出資団体から別に補助金等の公的支援を受ける見込みのある事業

3 みんなのはままつ創造プロジェクトの支援の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件を満たす法人又は団体（3人以上で構成されるものに限る。）とする。

(1) 市内に住所を有する、又は市内で活動していること
(2) 市税の未納がないこと
(3) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする法人又は団体及び公の秩序に反する法人又は団体でないこと

(支援)

第4条 市は、対象事業に対し、毎年度の予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業の提案等)

第5条 第3条第1項の規定による決定（以下「対象事業の決定」という。）を受けようとする法人又は団体（以下「提案団体」という。）は、提案する事業（以下「提案事業」という。）について次に掲げる書類を提出するものとする。この場合において、市長が特に認める場合を除き、1の提案団体は2以上の事業を提案することができない。

- (1) みんなのはまつ創造プロジェクト事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第1号様式付属資料）
- (3) 備品購入理由書（第1号様式付属資料の2）（品質及び形状が変わることなく概ね1年間以上使用することができる物で、取得額が20,000円以上であるものの購入をしようとする場合に限る。）
- (4) 団体の活動内容が分かるもの
- (5) 市税納付・納入確認同意書（第3号様式）
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金の申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合に限る。）

(提案事業の審査)

第6条 市長は、前条の規定による事業の提案があったときは、対象事業の決定に関する審査を、みんなのはまつ創造プロジェクト審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付託するものとする。

- 2 審査委員会は、前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、提案団体から提案事業の内容等を聴取することができる。
- 3 審査委員会は、第1項の審査が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、別に定めるみんなのはまつ創造プロジェクト審査委員会運営要領による。

(対象事業の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による審査委員会の審査結果をもとに、補助対象事業を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により、対象事業の決定をしたときは、その旨をみんなのはまつ創造プロジェクト審査結果通知書（第2号様式）により提案団体に通知する。

(公表)

第8条 市長は、対象事業の事業概要を市ホームページ等で公表する。

(補助金の交付等)

第9条 第4条の補助金の額、対象経費、交付の手続その他の補助金の交付に関し必要な事項は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及びこの要綱に定めるもののほか、別に定める補助金交付要綱による。

附 則

この要綱は平成27年3月18日から施行し、平成27年度の事業に適用する。